

建設業許可等における猶予の特例に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る建設業許可等における猶予の特例に係る取扱いについては次のとおりとします。

(共通)

○猶予の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であること。

※「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者があることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

(許可申請)

○許可申請においては更新申請に必要な書類の一部が不足している場合のみ、その不足する書類について、誓約書を提出頂くことにより、提出の期限を猶予させて頂くこととします。誓約書を提出される場合は、事前に管轄の建設事務所までご連絡ください。

※誓約書は別添様式をご使用ください。

※誓約書によることが出来るのは、書類の一部が不足している場合であり、申請書類として、ある程度の概観が確認できることが必要です。申請書類が全く作成されない中での意思表示として使用することは認められませんのでご注意ください。

※誓約書の日から2か月以内に、不足している書類の追加提出が行われない場合は、建設業の許可の更新は認められず、かつ申請手数料についても返還できませんのでご注意ください。

※但し、やむを得ない事情より、誓約書の日から2か月以内に不足している書類の追加提出が出来ない場合は、再度、本様式を提出のうえ、許可行政庁より期間の延長にかかる了解を得ることとしてください。この期間の延長が認められるのは一度だけで、その期間は1か月となります。

(変更届)

○変更届においては、法定提出期限が事業年度経過後4月以内と定められているところ、直近の事業年度終了届の届出内容を確定させる手続き（株主総会の承認）等が終了していない場合のみ、その内容での届出を受理し、未確定の内容については、確定後の速やかな届出についての誓約書を提出して頂くこととします。

※確定後の書類を提出されるまでの間においては、誓約書と確定前の書類が閲覧に供されますことをご承諾ください。

※確定事項に変更がない場合も確定された旨の報告（任意様式）をご提出頂きますよう、お願いします。

(許可申請用)

誓 約 書

三重県知事 あて

令和 年 月 日

申請者

印

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 3 項の建設業の許可の更新について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、許可の更新申請に必要な書類の一部が不足していますが、2か月以内に不足する書類を提出することを誓約します。

なお、定められた期限内に不足する書類の提出を行わないことにより、建設業の許可の更新が認められることについては承諾します。

【許可の更新申請において不足している書類】

※「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」は、本誓約書の提出により許可の更新申請に必要な書類の一部が不足している場合でも許可更新の申請書類が受理されます。「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者があることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できることなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

※誓約書の日から 2 か月以内に、不足している書類の追加提出を行わない場合は、建設業の許可の更新は認められず、かつ申請手数料についても返還できませんのでご注意ください。但し、やむを得ない事情より、誓約書の日から 2 か月以内に不足している書類の追加提出が出来ない場合は、再度、本様式を提出のうえ、許可行政庁より期間の延長にかかる了解を得ることとしてください。この期間の延長が認められるのは一度だけで、その期間は 1 か月となります。

(許可申請用：提出延長)

誓 約 書

三重県知事 あて

令和 年 月 日

申請者

印

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 3 項の建設業の許可の更新について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、許可の更新申請に必要な書類の一部が不足していることから、先に誓約書を提出し、不足書類の提出の猶予を申し出たところですが、やむを得ない事情により、期限までの提出が困難となったことから、今後 1 か月以内に不足する書類を提出することを改めて誓約のうえ、提出の猶予を申し出ます。

なお、この誓約書の提出により、提出期限の猶予の延長が認められるのは今回限りであることについては承諾します。

また、定められた期限内に不足する書類の提出を行わぬことにより、建設業の許可の更新が認められないことについては承諾します。

【許可の更新申請において不足している書類】

・
・

※「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」は、本誓約書の提出により許可の更新申請に必要な書類の一部が不足している場合でも許可更新の申請書類が受理されます。「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者があることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

(変更届用)

誓 約 書

三重県知事 あて

令和 年 月 日

申請者

印

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 11 条第 2 項に規定する書類について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認）等が終了していません。

このため、今般は内容が確定していない書類をもって提出することとしますが、今後、書類の内容が確定した際には、速やかに書類を再提出することを誓約します。

なお、確定後の書類を提出するまでの間においては、この誓約書と確定前の書類が閲覧に供されることについて承諾します。

【確定していない書類の内容】

※「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」は、必要な書類の一部が不足している変更届（直近の事業年度終了届）の場合でも、本誓約書との同時提出により、その届出は受理されます。「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者があることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

※確定事項に変更がない場合も確定も確定した旨の報告（任意様式）をお願いします。